

酒 稅

令和 年 月 日

国税局長 殿

申請者 住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

(連絡先)

韓国向け輸出酒類に関する証明申請書

韓国に対して酒類を輸出するに当たり、次の事項について証明を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

申請内容及び添付書類については、本申請により証明を受ける輸出酒類に係るものであり、かつ各書類の原本と相違ありません。

また、本申請に係る証明について、貴職から報告を求められ、又はその職員が、事務所、倉庫若しくは工場等に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を調査し、若しくは関係者へ質問することに対して協力することを誓約します。

上記の調査に応じない場合や、上記調査により申請内容が事実と異なることが判明した場合には、再発防止のための是正措置を講じ、その結果を貴職へ報告することに同意します。

(証明事項)

- イ 平成 23 年 3 月 11 日より前に製造（加工）されたものであること。
- ロ 宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、千葉県、東京都、神奈川県及び静岡県（以下「指定都県」という。）以外の道府県において製造（産出）されたものであること。
- ハ 指定都県において製造（産出）されたものである場合には、韓国の定める上限値を超える放射性ヨウ素 131 並びに放射性セシウム 134 及び 137 を含まないこと。

韓国向け輸出酒類に関する証明申請書の記載要領等

記載要領

証明を受けたい事項についてチェックを付すとともに、「韓国への輸出申請書」に次の書類を添付して、製造場等を所轄する国税局に申請してください。

なお、審査をスムーズに行うため、「韓国への輸出申請書」の記載誤り（スペルミスや転記誤り等）や添付書類の漏れがないか等、提出前によくご確認ください。

添付書類

- 1 輸出しようとする酒類が証明を受けた酒類であることが明らかとなる書類等（例：貨物コードが明らかとなる書類等（インボイス、パッキングリスト等））
- 2 「韓国向けに輸出する酒類に関する誓約書」
- 3 その他国税局長が審査に必要として提出を求めた書類

留意事項

申請者自身で申請内容が事実と相違ないことを必ず確認するとともに、十分な時間的余裕を確保した上で申請してください。申請が多数寄せられた場合など、証明書を発行するまで相当の期間が必要となる場合があります。また、発行を受けた証明書は、その記載内容が申請内容と相違ないことを速やかに確認してください。

同一貨物に対し、原則、証明書を複数回発行することはできません。ただし、以下のいずれかに該当し、合理的な理由が存在する場合は、システムの備考欄（書面による申請の場合は適宜の箇所）に再申請理由及び当初発行した証明書番号を簡記して改めて申請することにより、証明書を再発行することが可能です。

- －①輸出酒類が出港前、②外国当局へ証明書（コピーを含みます。）が未提出、かつ③当初発行分の証明書の原本を国税局へ返戻する場合
 - －外国当局から証明書に係る明確な修正指示があり、かつその修正内容が事実に即したものであり、国税局において正当な理由として認められる場合
- なお、再申請理由の内容によっては、証明書の再発行を行わない場合がありますので、御承知おき願います。

ハの証明を受ける場合の留意事項

- 1 本申請書を提出いただくとともに、独立行政法人酒類総合研究所に試料を午前中着指定で送付してください。
- 2 申請が多数寄せられた場合など、証明書を発行するまで相当の期間が必要となる場合があります。また、酒類の安全性の確保などのため、他の試料を優先的に分析する場合

があります。

- 3 分析結果については、食品衛生法における国内流通食品の指導・監視機関である地方自治体に提供します。また、関係機関において、分析結果が公表されることがあります。

(次葉)

令和 年 月 日

向けに輸出する酒類に関する誓約書

証明を受けようとする酒類については、下記のとおり酒税法の規定により作成・保存している帳簿等に基づき作成し、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 商品名 : 品目 :

2 数量、重量、包装形態 :

数量	<input type="checkbox"/> 正味重量	重量	単位	包装形態
	<input type="checkbox"/> 総重量			

3 製造年月日 : 年 月 日

(詰口日が異なる場合) 詰口年月日 : 年 月 日

※ 異なる理由()

4 製造場所 (証明書に記載した最終加工地)

製造場の名称 :

住所又は所在地 :

都道府県

都道府県以降の住所

※ 上記以外の製造場で製成した場合には、その製造場

製造場の名称 :

住所又は所在地 :

都道府県

都道府県以降の住所

5 主原料及びその産地 (中国向けのみ)

主原料 :

主原料の産地 (都道府県又は国名) :

都道府県

国名

6 流通ルート (中国向けのみ)

製品 :

原料 :

7 誓約書記載内容の確認先 (申請者が輸出酒類の製造者でない場合のみ)

製造者名 :

確認先担当者 :

確認先電話番号 :

確認日 :

確認方法 : 電話 対面 書面 その他()

留意事項

この誓約書は、証明申請書に次葉として添付して提出してください。

誓約いただいた事項については、該当事項の確認を行うために必要な書類（例：詰口帳の写し等）を提出する必要はありません。

ただし、証明書発行のため国税局長が審査に当たって必要と認めた書類については、提出を求める場合があります。

なお、申請者が輸出する酒類の製造者ではない場合、記載内容について「7 誓約書記載内容の確認先」の連絡先へ照会する場合があります。

また、証明書発行後に誓約内容に疑義が生じた場合等については、国税局から報告を求める場合や立入調査を実施する場合があり、さらに、発行した証明書を取り消す場合もあります。

記載要領

- 1 この誓約書は、酒税法の規定により作成・保存している帳簿等に基づき申請者が作成してください。
- 2 この誓約書は、一商品ごとに作成してください。
- 3 日本語で記載してください。
- 4 「_____向けに輸出する酒類に関する誓約書」の下線部については、輸出先国の国名（韓国、中国又はロシアのいずれか）を記載してください。
- 5 「1 商品名」について、日本語名称と英語名称が異なる場合、英語名称も併せて記載してください。
- 6 「2 数量、重量、包装形態」については、1梱包当たりの入数、1商品の重量、輸出梱包数、輸出重量を記載してください。
- 7 「3 製造年月日」については、詰口帳等に基づいて、輸出しようとする酒類の製造年月日を記載してください。
輸出しようとする酒類が特定名称酒の場合等、詰口を行った年月日と上記の製造年月日が異なる場合には、詰口年月日及び異なる理由を記載してください。
- 8 「4 製造場所」については、証明書に記載した最終加工地である酒類製造場の名称、住所等を記載してください。
※ 輸出しようとする酒類が上記以外の製造場で製成されている場合には、製成場所の名称、住所等も併せて記載してください。
- 9 中国に輸出しようとする酒類に関してこの誓約書を作成する場合には、「5 主原料及びその産地」について、原料受払帳や納品書等の書類に基づき、主原料及びその産地（都道府県、外国産の場合、国名）を記載してください。
なお、主原料とは、水を除いた原料のうち、最も重量の大きいものをいいます。
- 10 「6 流通ルート」については、原料の産地から製造場、製造場から輸出先までのルート及び輸送手段を記載してください。
- 11 申請者が輸出する酒類の製造者ではない場合には、記載内容を製造者（製造者の営業所等を含みます。）から確認し、「7 誓約書記載内容の確認先」に確認先の名称、担当者、連絡先、確認日及び確認方法を記載してください。